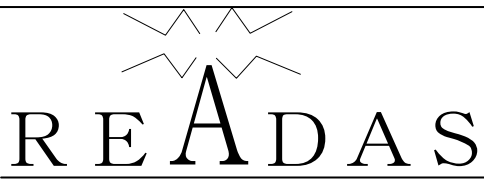


第 4801 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月27日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 預貯金の相続税評価

Q：平成25年から復興特別所得税が源泉徴収されることになりましたが、相続時において預貯金を評価する場合、既経過利息から復興特別所得税相当額を控除していいのでしょうか？

A：控除します。

【解説】

預貯金の相続税評価額は、原則として、課税時期における預入高とその時点においてその預貯金を解約とした場合の既経過利子の額との合計額によって評価することとなっており、その既経過利子の額とは、源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額とされています。

ところで、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税の源泉徴収義務者は源泉徴収をする際に所得税と復興特別所得税を併せて徴収しなければならないこととされていますことから、この源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額に復興特別所得税の額に相当する金額が含まれるのかどうか気になるところですが、これについては、源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額に復興特別所得税の額に相当する金額を含めることが明らかにされています。

また、この取扱いは、利付公社債、証券投資信託受益証券など、既経過利息の額等から所得税の額に相当する金額を控除することとしている財産の評価においても、同様に取り扱われます。

